

障がい者差別の解消についての条例が変わります!!

令和6年4月1日から【事業者】に対しても 合理的配慮の提供 が義務化されます!

	行政機関等	事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ▶ 義務

合理的配慮の提供とは?

事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

例えば障がいのある人が来店したときに…



障がいのある方は入店お断りです

来店するときは家族と一緒に来てください

不当な差別的取り扱い

禁止

●障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人には付けられない条件を付けることなどは禁止されています。



ほしい商品があるのですが、目が見えないので売り場が分かりません



それならお求めの商品の売り場まで案内しますね!

合理的配慮の提供 令和6年4月1日から事業者も義務

●障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
●障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
●「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

一障がい者差別について学んでみよう!

合理的配慮の提供



QRコード

障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

知る

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などでわかりやすく説明しています。



QRコード

障がい者差別解消に関する事例データベース

調べる

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口寄せられた具体例を、障がい種別などに応じて検索できます。



浦安市 障がい者権利擁護センター 〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

TEL 047-712-6837

FAX 047-355-1294

e-mail shougaijgyou@city.urayasu.lg.jp